

「日野沢三滝を巡る道」が整備されました

彩の国森水空間創造事業で整備された「日野沢三滝を巡る道」は、秩父華厳の滝・上空滝・不動滝の三滝を巡る遊歩道で、四季折々に年間を通して楽しめるコースです。マイナスイオンたっぷりの森水空間で癒しのひとときを過ごされてはいかがでしょうか。

行き方：秩父華厳前バス停前駐車（車6台分可）
観光トイレ・案内地図あり
駐車場から秩父華厳の滝まで徒歩5分
遊歩道散策所用時間は1時間程度
靴が必要（サンダル不可）



問合せ 産業観光課

☎62-1462

「児童扶養手当」

●対象

- 次のいずれかに該当する児童を養育している父母もしくは養育者
- ・父母が婚姻を解消した児童
 - ・父または母が死亡した児童
 - ・父または母に一定の障害がある児童

※児童とは、18歳になる日以降の最初の3月31日までのお子さん、または20歳未満で一定の障害のあるお子さん。

●手当の金額

申請した翌月から、年3回（4月・8月・12月）の支給

支給額は、平成23年度より改定されました。

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人	41,550円	9,810円～41,540円
2人	46,550円	14,810円～46,540円
3人以上	1人につき3,000円加算	



※申請する方や生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹など）に一定額以上の所得があるときは、支給停止になります。

※申請者が公的年金を受ける場合および対象児童が公的年金の加算の対象となる場合はこの手当は受けられません。

「特別児童扶養手当」

●対象

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童を監護する父母もしくは養育者

●手当の金額

申請した翌月から、年3回（4月・8月・11月）の支給
支給額は、平成23年度より改定されました。

障害の状態	月額（1人につき）
1級（重度）	50,550円
2級（中度）	33,670円

※申請する方や生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹など）に一定額以上の所得があるときは、手当の支給が停止されることがあります。

※児童が障害による公的年金を受けている場合や児童福祉施設に入所している場合は、この手当は受けられません。

※障害の状態は、各種障害者手帳の等級と異なります。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233